

粗大ごみの出し方

問 清掃リサイクル課収集指導係

★直接持ち込み（予約不要・処理手数料は現金で支払い）

日時 月～金曜日、日曜日 午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）
※月～金曜日の午前11時30分～午後1時30分、日曜日は混雑します。

場所 市リサイクルセンター（新町6－9－1）

持ち物 本人確認書類など住所が確認できるもの

★自宅回収（事前予約制・処理手数料は納付書で支払い）

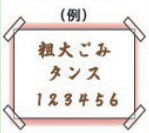
申し込み先 粗大ごみ専用受付電話☎23－5805

申し込み日時 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
・申し込みから収集まで1週間程度要します。

- ・あらかじめ品名・大きさ・数量をお伺いします。
- ・せん定枝は太さ10cm以下、長さ1mで束ねてください。
- ・65歳以上の方・障がい者の方のみの世帯等に、粗大ごみを屋内から運び出して収集する制度があります。申し込み時にご相談ください。

収集日（時間指定不可） 月～金曜日（祝日含み、年末年始を除く）

※予約時にお伝えする「粗大ごみ」・「品名」・「受付番号」
を書いた紙を品物に貼ってください。（右図参照）



★いずれも

- ・生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給世帯は、処理手数料が免除になります。申し込み時にお知らせください。
- ・建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ、パソコン等、収集できないものがあります。

家電4品目の収集は販売店等へ

テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は、家電リサイクル法対象製品のため、市では収集できません。製品を購入した店または買い換えをする店に引き取り（リサイクル料金、収集運搬料金がかかります）を依頼してください。それ以外の場合は、市では青梅新興(株)☎74－4281が窓口となって引き取りを行います（有料）。

粗大ごみ等の不法投棄への自衛策にご協力を

不法投棄は犯罪であり、法律によって処罰されます。市では、不法投棄への対策として、環境美化委員や青梅警察署の協力により随時パトロールを行うほか、不法投棄の防止を呼び掛ける看板等を設置していますが、依然として無くなりません。不法投棄されたごみの処分は、土地所有者へお願いしています。捨てられないよう自衛策にご協力ください。



飼い主のいない猫への接し方

問 環境政策課管理係



★地域猫活動へのご理解を

飼い主のいない猫の繁殖を抑え、餌・トイレなどを地域で適正に管理することで、飼い主のいない猫が今以上に増えないようにし、かつトラブルを減らしていくための活動です。市では、「青梅市地域猫活動の手引き」を作成しており、市ホームページからご覧になれます。

★飼い主のいない猫に餌を与えている方へ

餌を与える場所やトイレは、周辺に住む人々に影響のない場所を選び、所有者（管理者）の理解を得ましょう▷餌は決められた時間に食べられる量だけ与えましょう▷置き餌（餌を放置して場を離れる行為）や餌のばらまきはやめましょう▷餌を与える場所とその周辺の清掃を行い、常に清潔を保ちましょう▷不妊去勢手術を受けさせましょう。

★飼い主のいない猫への不妊去勢手術

市では、(公財)どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用し、市内のボランティア団体と協働で飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施しています。飼い主のいない猫への不妊去勢手術でお困りの方は環境政策課へご連絡ください。詳細はどうぶつ基金ホームページ（2次元コード参照）をご覧ください。

原爆死没者・戦没者に黙とうを

問 市民安全課市民安全係

原爆死没者の霊を慰め、同時に世界恒久平和の実現を祈念し、広島市で8月6日、長崎市で8月9日に式典が行われ、広島市では原爆が投下された午前8時15分、長崎市では午前11時2分に平和の鐘を合図に1分間の黙とうをささげます。また、8月15日の正午に平和を祈念するため黙とうをささげます。市民の皆さんもこれらの日に、各家庭・職場等で黙とうをささげましょう。

忠霊塔の一般公開

問 地域福祉課庶務係



先の大戦の終戦から79年目を迎えるに当たり、TCNスポーツパーク永山内にある忠霊塔を一般公開します。忠霊塔内の銘板には、市出身の戦没者1,309柱の氏名が刻まれています。

公開日時 8月15日（木） 午前10時～午後2時



地籍調査にご協力を

問 都市整備部管理課庶務係

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆（登記地番）ごとの土地について、所有者、地番、地目を調べ、境界の位置と面積を測量する調査です。今年度は、次の地区で一筆地調査（一筆ごとの境界確認）を実施します。土地所有者の方には、立ち会いの日程等を通知します。

実施地区 藤橋2丁目の一部

宅地造成及び特定盛土等規制法の運用

問 都多摩建築指導事務所開発指導第一課☎042－548－2040
市都市計画課開発指導係

都では、新たな盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域を7月31日に定め、市全域が規制区域に指定されました。この規制区域では、一定の高さ以上の盛土や切土等の行為は、事前に許可が必要となる場合がありますので、ご相談ください。

くらしのガイド 広告掲載事業者募集

問 広告…(株)サイネックス☎042－538－1040
くらしのガイド…市秘書広報課広報係



官民協働事業、青梅市「くらしのガイド2025」を1月に発行するにあたり、掲載する広告を募集します。詳細は、2次元コードをご確認ください。

救急車の適正利用をお願いします！

問 青梅消防署☎22－0119



東京消防庁管内では、高齢化や夏の猛暑により、救急隊の出場件数が近年急激に増加し、今後も増加が見込まれています。緊急性がない救急車を利用することは、必要とする方の救護の遅れにつながる可能性があります。

救急要請が増え、非常用救急小隊が編成されるような場合は「救急車ひっ迫アラート」が東京消防庁ホームページなどで発表されます。

日頃から「救急受診ガイド」や「#7119救急相談センター」を活用し、救急車の適正な利用にご協力をお願いします。



下水道使用区域が広がります

問 下水道課総務経営係

8月1日から、次の地区の一部で下水道が使える区域が広がりましたので、早期に下水道へ接続するようご協力をお願いします。下水道が供用（使用）開始されると、くみ取り式トイレの水洗化、台所、お風呂などの生活排水が下水道へ流すことができるようになります。

供用開始拡大区域

駒木町1丁目、友田町1丁目、野上町1丁目、大門1丁目、今寺3丁目、和田町1丁目、梅郷1丁目、梅郷5丁目、柚木町1丁目、二俣尾2丁目、二俣尾5丁目、沢井3丁目、小曾木4丁目、藤橋1丁目、藤橋2丁目